

**令和６年度 鴻巣市特別栽培米等使用事業者奨励金のご案内**

環境にやさしい農法で作られたお米を、メニュー・商品に使用する飲食店・菓子製造業事業者に対し、お米の購入金額の1/2を交付する奨励金です。ぜひ活用ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | | |
| **奨励金の概要** | 自然環境にやさしい農法で栽培される鴻巣市産の特別栽培米等を使用する事業者に対し、奨励金を交付します | |
| **交付対象者** | 鴻巣市内で、食品衛生法に基づく飲食店営業又は菓子製造業を営む事業者(法人･個人) | |
| **交付対象経費** | 特別栽培米等（⑴又は⑵）の購入経費（消費税相当額を除く。）  ※令和６年４月１日から令和７年２月末日までの間に購入したもの  ⑴　埼玉県特別栽培農産物の認証を受けた米  ⑵　日本農林規格等に関する法律（JAS法）に基づく有機農産物の認証を受けた米 | |
| **奨励金の額** | 交付対象経費の２分の１の額（上限30,000円・1,000円未満切捨）  ※申請回数は、１年度につき１回まで | |
| **交付対象事業**  **（要件）** | 市内において営む飲食店営業等のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。  ⑴　特別栽培米等を使用した商品を消費者に提供すること。※風俗営業を除く  ⑵　提供する商品に特別栽培米等を使用している旨、当該特別栽培米等の品種名等  をメニュー等に表示すること。 | |
| **手続きの流れ** |  | 申請書の提出（提出期限：令和７年2月２８日）  添付書類：①飲食店営業等の許可証  ②特別栽培米等を購入したことが確認できる書類（領収書等） |
| ② | 交付決定通知書（市から送付します） |
|  | 実績報告書の提出（提出期限：令和７年３月１４日）  添付書類：特別栽培米等をメニュー等に表示したことが分かる資料 |
| ④ | 奨励金確定通知書（市から送付します） |
| ⑤ | 奨励金請求書の提出 |
| ⑥ | 奨励金の支払 |
| **売上報告書の提出等** | 交付決定者は、次の2つを行う必要があります  ⑴特別栽培米等を使用した商品の売上状況報告書の提出（翌年度４月３０日まで）  ⑵市が環境にやさしい農産物の普及・拡大を目的として行う事業への協力  　（ポスターの掲示、アンケート等） | |
| **特別栽培米等を購入できる場所** | JAさいたま鴻巣営農経済センター　電話048-596-2552（鴻巣市寺谷473-1）  ※こうのとり伝説米のJAさいたま販売価格　500円/㎏（税込）  ※精米の状況等により、購入に時間がかかる場合があります  ※JAさいたま各支店でも取扱可 | |

**申請期限**：**令和７年２月２８日 (金)** 当日消印有効

※ 申請は１事業者につき1回限り・予算額に到達次第終了

**申請方法**：申請書に必要事項を記入し、添付書類を揃えて下記の宛先へ郵送

詳細は、市ホームページにてご確認ください。（様式はホームページにあります）

**申請(郵送)・問い合わせ先**：鴻巣市役所環境課　コウノトリの里づくり担当

〒369-0135　鴻巣市明用632（コウノトリ野生復帰センター）☎ 048-594-6311